

# 条例等の改正状況について

資料2

## (1)「住民基本台帳法」の改正に伴う改正

【東京都情報公開条例】 審議会に関する事項【§39】

- ・「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項（同法第30条の44の13において準用する場合を含む。）に規定する事項について、調査審議し、及び知事に建議することができる。」

「（同法第30条の44の13において準用する場合を含む。）」を追加

（施行日）令和6年5月27日

## (2)「番号利用法」の改正に伴う改正

【東京都情報公開条例】 公文書の開示義務に関する事項【§ 7】

- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）**第2条第9項**に規定する特定個人情報

「第2条第8項」⇒「第2条第9項」

（施行日）令和7年4月1日

(3)「刑法等の一部を改正する法律及び同法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行による地方自治法」の改正に伴う改正

【東京都情報公開条例】 【§ 44】

【個人情報保護に関する法律施行条例】 【附則 § 3】

【東京都個人情報保護審査会条例】 【§ 13】

「懲役」 ⇒ 「拘禁刑」

(施行日) 令和7年6月1日